

スムーズな相続実現に向けた 遺言デジタル化の可能性に 関する考察

遺言制度に関するアンケート調査分析と
IT・デジタル技術の活用検討



相続法は平成30年に約30年ぶりの大改正が行われ、自筆証書遺言書保管制度が創設された。さらに、令和6年の不動産登記法改正により相続登記が義務化されるなど、相続手続きの円滑化と状況把握を目指す国の姿勢が示されている。一方、スムーズな相続手続きの一助となりうる遺言書作成率は年間死亡者数の約10%と推計され、制度利用は限定的である。本稿では、遺言書制度利用の現状を整理し、デジタル化等の可能性について考察する。

現在の遺言制度では、自筆証書遺言と公正証書遺言が主流だが、自筆証書遺言は形式不備による無効化のリスクが指摘されている。今回実施したアンケート調査では、遺言の必要性を認識している人が約4割いたが、作成率との間にはギャップがみられる。デジタル技術の活用がそのギャップを埋めるのか。アンケート分析結果を踏まえ、遺言制度のデジタル化に向けて留意すべき観点と可能性について検討する。

① はじめに – 法改正と遺言制度の利用状況

誰もが人生で何度かは経験する相続に関する法律（相続法）が、今から遡ること7年前、平成30年に約30年ぶりに大きく見直された [法務省, 平成30]。

この変更のなかには、法務局で遺言を公的に預かる制度（自筆証書遺言書保管制度）の創設が含まれる。以前は、遺言は作成した故人が自宅で保管していることが一般的だった。法律番組等の再現ドラマ内で、タンスのなかから出てきた遺言書で遺族が揉めるシーンを見た記憶がある方もいらっしゃると思う。

対して、今回創設された制度によって、最寄りの法務局（全国約300か所）に3,900円を支払って、遺言書を預けることが可能になった。内容は画像データ化され、死亡後は相続人等に法務局に遺言書が保管されている旨の連絡がされる。また、法務局に保管された遺言書は、自宅から出てきたものと異なり、家庭裁判所での検認手続きが省略される。当該法改正は、これらのように相続人の手間や争いにつながるタネを最小限に抑えることを意図してなされたと考えられる。

また令和6年4月には、不動産登記法の改正により、全国民に相続登記が義務化された [法務省, 令和6]。相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務になり、正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料の適用対象となる。

登記がきちんとなされずに所有者が不明の土地が増え続けた結果、不動産登記簿のみでは所有者の所在が判明しない土地の割合は日本全体の24%にも及ぶ。このような土地利用に大きな妨げが出ている問題に対して、本改正が一石を投じたかたちだ。

最初に挙げた自筆証書遺言書保管制度の創設、次に挙げた相続登記の申請義務化は、多死社会の到来 [厚生労働省, 平成28]を踏まえると、国として、今後増加すると見込まれる相続手続きをスムーズに進められる環境を整備し、相続の状況を確実に把握するための対策を打ち、今後生じうる社会課題を解決することを目指していると考えられる。

ここで、スムーズな相続手続きとは何か、改めて情報を整理したい。

相続においては、全相続人の中で故人の資産の全量を認識することが手続きの起点となり、その上で分配方法を合意する。分配に関しては、民法に法定相続分が定められており、一般的なルールとして誰がどの割合を受け取るかが決められている。しかし、故人の資産を全量確認できないまま分配がされたり、比率についての争いごとが起きたりする可能性がある。そこで遺言書があれば、資産全量の確認に時間を要さず、かつ分配比率について故人の意思を確認できることでトラブルにつながりにくく、スムーズな相続手続きが実現できると考えられる。

では、スムーズな相続手続きを実現するための「鍵」となる遺言書はどの程度作成されているのだろうか。

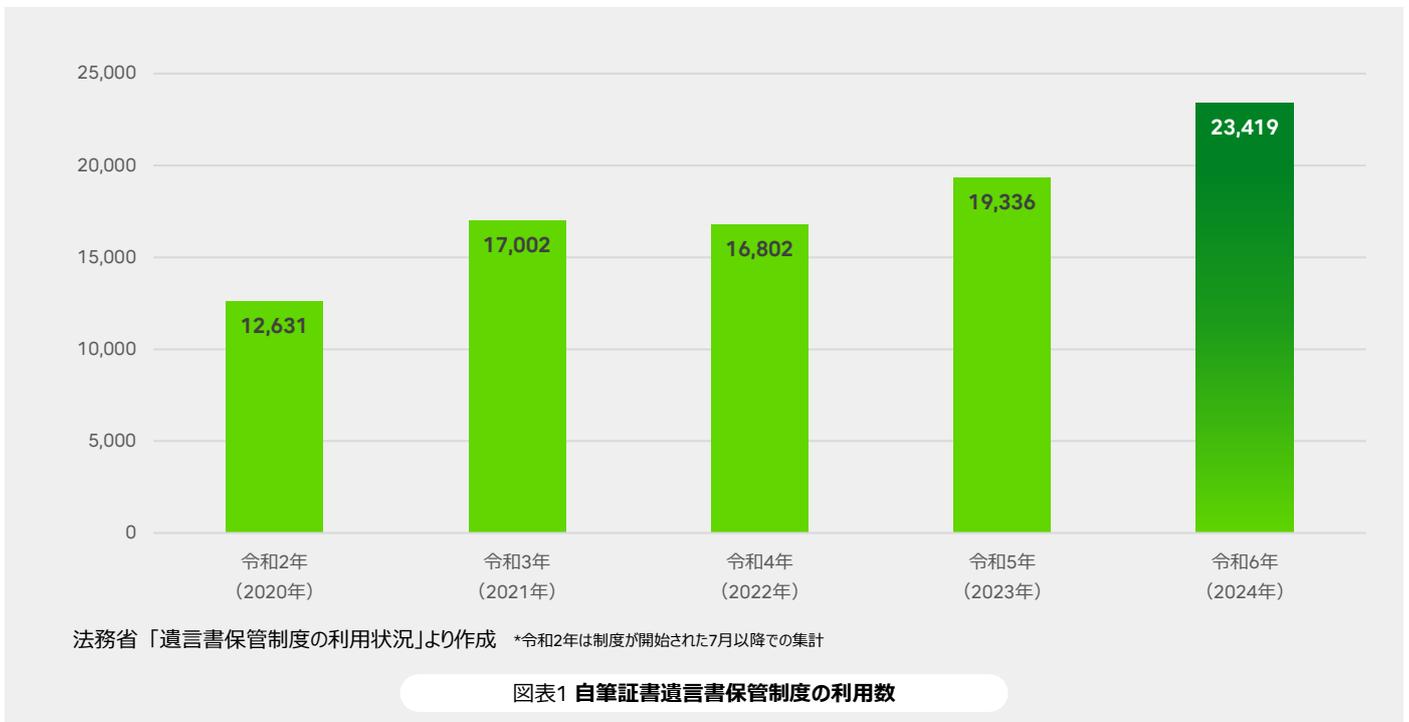
まず、前述の自筆証書遺言書保管制度の利用数（遺言書の保管申請数）は、公開されているデータでは [法務省, 令和7年]、図表1のとおりである。毎年16,000件以上の保管申請で推移しており、令和5年

で19,336件、令和6年では23,419件と過去最高の利用数となっている。

次に、公正証書遺言は年間118,981件（令和5年）作成されており [日本公証人連合会, 令和6]、令和6年には128,378件に増加している。

最後に、自筆遺言の場合は家庭裁判所の検認が必要となるが、その検認数は年間22,314件（令和5年） [裁判所, 令和6] である。作成と検認の違いはあるが、大まかに遺言書がどの程度作成されているかを把握するためにこれらの数値を合計すると、令和5年時点でおよそ16万件となる。これは年間死亡者数（約158万人（令和5年） [厚生労働省, 令和6]）との割合では10%程度と概算され、遺言自体が一般に広く利用されている仕組みであるとは考えづらい数値である。

そこで本論では、よりスムーズな相続手続きに向けて、現在認められている遺言書の制度上の課題について分析する。次にその結果を踏まえて、遺言書のデジタル化等、考えられる課題解決策について考察する。



2 課題考察 – 遺言制度の課題解決へ向けて

2-1. 現在の遺言制度

(1) 種類

遺言とは、「自分が死亡したときに財産をどのように分配するか等について自己の最終意思を明らかにするもの」であり、これにより「相続をめぐる紛争を事前に防止することができ、家族の在り方が多様化する中で遺言が果たす役割はますます重要になる」と法務省は紹介している [法務省, 令和2]。遺言を行うことで、遺族の相続手続きに関する事務的、心理的負担を軽減することが期待されている。

現在の主な遺言方式には、公正証書遺言、自筆証書遺言がある。それぞれの特徴は図表2のとおりである。

公正証書遺言は「法律専門家である公証人の関与の下で、2人以上の証人が立ち会うなど厳格な方式に従って作成され、公証人がその原本を厳重に保管するという信頼性の高い制度」である。ただし、利用者には金銭的負担が生じる。

一方、自筆証書遺言は「軽易な方式の遺言であり、自書能力さえ備わっていれば他人の力を借りることなくいつでも自らの意思に従って作成することができ、手軽かつ自由度の高い制度」である [法務省, 令和2]。ただし、相続時には形式不備などで無効になるケースが少なくなく、これがトラブルのもとになることが指摘されている。

今回は、一般に作成が容易な自筆証書遺言の例で課題を分析する。

(2) ルールと認知度

まず、自筆証書遺言において、無効にならないために最低限守らなければならない事項 [民法 第968条]は、以下の3点に整理できる。

- 日付・氏名を含む本文部分が手書きで書かれている
- 日付がある
- 署名、押印がある

これらに対する世間の認知度を調査した。その結果、手書きが必要なのは59.5%が認知していた。署名が必要なことは57.9%が、押印が必要なことは45.3%が認知していた。どれも知らない人は30.1%であり、7割の人は何らかのルールを知っていると理解できる (図表3参照)。

(3) ニーズ

次に、自身が相続人になる前提で遺言書を作成して欲しいか、自身が被相続人になる前提で遺言書を作成したいかについてそれぞれ尋ねた。その結果、作成を望む割合と自らの作成を必要と考える割合は近しかった (約47%と約44%) (図表4参照)。

また、その理由は「トラブルを回避したい」がそれぞれ約70%、約67%、「負担を軽減したい」が約35%、約35%であり、これら2つの理由に回答が集中していることを確認した (図表5参照)。

このことから、遺言制度は、相続する側・相続される側に共通して、制度の目的・意義は一定程度理解されていると解釈できる。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成方法	● 遺言者が公証人に遺言の主旨を口授し、公証人が書面にする	● 遺言者本人が全文・日付・氏名を自書および捺印する*
保管方法	● 原本を公証役場において厳重に保管される	● 遺言者本人の判断により、自宅で保管または法務局に預ける
家庭裁判所での検認	● 不要	● 必要
メリット	● 無効な遺言書になりにくい ● 紛失や改ざんのおそれがない	● 作成費用がかからない ● 作成に手間がかからない
デメリット	● 財産の価値に応じた手数料がかかる	● 内容に不備があると無効になる可能性がある ● 自宅保管の場合、紛失や改ざんのおそれがある ● 自宅保管の場合、相続人に発見されないことがある

*財産目録は、パソコンで作成したもので可

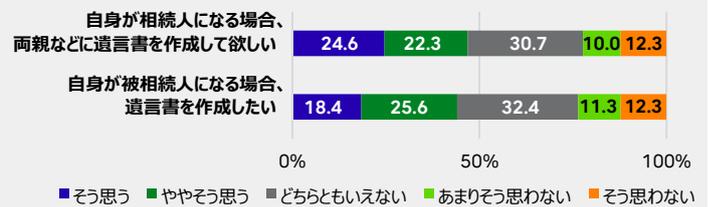
図表2 公正証書遺言と自筆証書遺言の比較

Q. あなたは日本の遺言制度の以下3つのルールを知っていますか。知っているルールをすべてお選びください。(n=309)



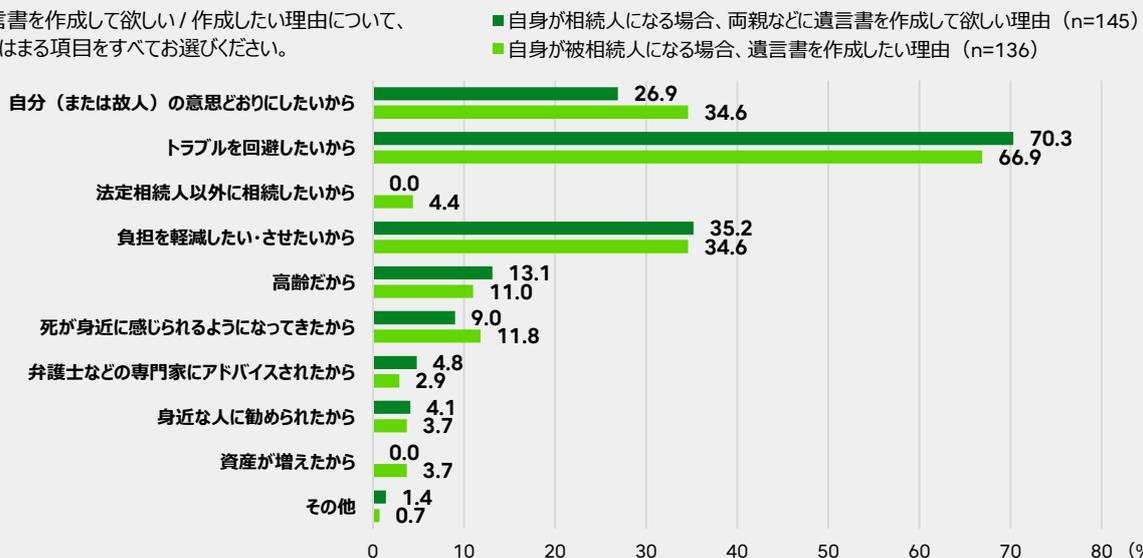
図表3 アンケート1

Q. 遺言書作成について、以下それぞれにあてはまるものをお選びください。(n=309)



図表4 アンケート2

Q. 遺言書を作成して欲しい / 作成したい理由について、あてはまる項目をすべてお選びください。



図表5 アンケート3

前述したとおり、実際に遺言書が作成されている割合が10%程度と推計すると、今回の調査で確認した遺言書の作成が必要と考える人の割合（相続人として約47%、被相続人として約44%）とは、大きなギャップがある。

それでは、このギャップを埋める手立てはあるだろうか。IT・デジタル技術の活用を軸に考えてみたい。

2-2. デジタル技術活用の検討

民法第968条は「遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない」と定めているが、この条文が「なぜ自筆、署名、押印を要件とするのか」を直接説明しているわけではない。しかし、遺言者の意思を明確に確認し、偽造を防ぐことがその目的と考えることが適当と料する。それでは、偽造を防ぎ遺言者の意思が明確に確認できる方法は「自筆、署名、押印」しかないのだろうか。

既知のとおり、IT・デジタル技術の急成長により、社会の常識も急速的に変化を遂げている。電子署名、電子契約の技術は2020年のパンデミック境に社会へ急速に浸透した。住民票取得や確定申告など、一昔前は自筆が当たり前だった公的文書に関して、その電子化やそれに伴う自筆部分の簡素化は進んでいる。そこで、遺言のIT・デジタル化に関する可能性を考える。

IT・デジタル技術の活用に向け、クリアすべき要件として、セキュリティ、意思能力の観点から考察する。

① セキュリティ

遺言と、先述の電子化が進む行政手続きとの差として、当該情報のプライバシー性の高さが挙げられる。

遺言には資産に関する事実が含まれることが一般的である。総務省が調査した「パーソナルデータのプライバシー性に関する意識」 [総務省、平成26年]では、パーソナルデータと考えられる37の情報に関して

プライバシー性の高さの考えを国民に調査している。その結果、37情報のうち口座情報は、「プライバシー性が極めて高い」と最も多く感じられている情報であった（対象の71.7%が回答）。口座情報をはじめとする資産全般に関する情報をひとまとめにするという遺言の特性から、当該情報をデジタル化する場合には、セキュリティ面で十分な対策を実施する必要がある。

具体的には、作成した資料の高度な暗号化、作成や登録に用いたPC等の機器から文面や関連キーワードが適切に削除され漏洩を防ぐ仕組み、役所保管の場合は他の情報と一元管理されない分散配置などの仕組みを検討する必要がある。

② 意思能力の証明

民法第963条に「遺言者は、遺言をする時においてその能力を有しなければならない」と定められており、精神障害や認知症など、意思能力が十分でない状態で作成されたものや、他人に強制・脅迫されて作成されたものは無効となる。この点について、現在は全文を自筆としていることから、本人の意思能力の証明について大きく疑う余地は生じない。一方、デジタル化する場合には、特にどのようにそれを証明するかが課題となるだろう。

署名と押印についても、「本人の意思かどうか」を表すためのルールであると解釈できる。デジタル化における本人の意思能力の証明方法が決まれば、自ずと署名と押印は割愛できる可能性が高い。

具体的な対策としては、マイナンバーカード等の公的証明書を用いた登録、静脈や顔などの生体認証を用いた登録、物理的に記録の様子を残す（録音、録画等）仕組み等を想定することができる。

以上の①、②の主要要件をクリアすれば、偽造を防ぎ遺言者の意思を明確に確認する「自筆、署名、押印」に代わる手段として、現在アナログな遺言をデジタル化することは技術的に可能になると考えられる。

3 デジタル化への期待感 - デジタル化後の遺言は利用されるか

では、本題に立ち返り、そもそもデジタル化されると遺言制度自体の利用者は増えるのだろうか。

「社会として遺言のデジタル化を進めるべきか」という問いに対して、肯定的な意見は38.8%、否定的な意見は20.0%、どちらともいえないが41.1%であった。遺言書のデジタル化について、一定程度の期待があると解釈できる。

一方で、遺言のデジタル化が進んだと想定した場合、自身が遺言を

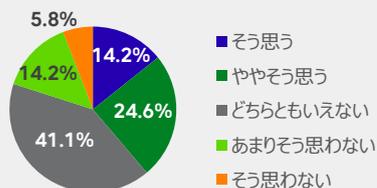
作成するかという問いに対しては、40.8%が作成すると回答した。現在の制度でも44%が作成すると答えており、デジタル化の有無によって個人の遺言書作成の考え方は変わらないことが伺える。反対に、作成しないという回答は、現在の制度では23.6%、デジタル化後は19.1%という結果で、こちらもデジタル化前後で大きな変化は見られない。

これらの結果から、個人としてはデジタル化の有無で考え方は変わらないにも関わらず、社会としてはデジタル化を進めるべきとの考えが読み取れる。また、「社会として遺言のデジタル化を進めるべきか」という問いに対して、どちらともいえないという回答の割合が高いことから、デジタル化に関するイメージ、理解が十分にされていない状況も推察される。

このような状況を考慮すると、遺言のデジタル化に際しては、安心して利用できるよう社会への丁寧な説明が重要になると考える。

デジタル化によって相続手続きが円滑化され、タイムリーな行政手続きが行われることで現代社会が抱える課題解決の一助になると考えるが、利用者が相続を行うことに繋がるインセンティブとなるような施策等も組み合わせて実施する必要がある。

Q. あなたは、社会として遺言書のデジタル化を進めるべきだと思いますか。あてはまるものをお選びください。(n=309)



図表6 アンケート4

4 おわりに – 多様な幸せが実現できる社会を目指して

人生100年時代を迎え、家族の在り方やライフスタイルも多様化するなか、相続は「いつどのような状況で自分が当事者になるかわからない」心理的負担のかかる手続きである。

一方、国は目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、

一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を掲げている。

相続に関しても、個人の思いや考えが適えられる社会に近づくべく、IT・デジタル化が手段のひとつとして機能する可能性を探り続けたい。

引用文献・参考資料

- 法務省 相続に関するルールが大きく変わります
<https://www.moj.go.jp/content/001318284.pdf> (令和2年3月)
- 法務省 法務省だよりVol69
<https://www.moj.go.jp/KANBOU/KOHOSHI/no69/4.html> (令和2年6月)
- 厚生労働省 第1回 新たな医療の在り方を踏まえた 医師・看護師等の働き方ビジョン検討会
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000138746.pdf> (平成28年10月)
- 法務省 相続登記の申請義務化について
https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_17/index.html (令和6年3月28日)
- 法務省民事局 自筆証書遺言書 保管制度のご案内
https://houmukyoku.moj.go.jp/fukushima/page000001_00055.pdf (令和5年1月)
- 法務省 自筆証書遺言の保管申請件数
https://www.moj.go.jp/MINJI/common_igonsyo/pdf/number.pdf (令和7年2月)
- 日本公証人連合会 令和6年の遺言公正証書の作成件数について
<https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren/yuigon2024.html> (令和7年3月)
- 裁判所 遺言書の検認
https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_17/index.html (令和7年2月)
- 政府広報オンライン 知っておきたい遺言書のこと。無効にならないための書き方、残し方
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202009/1.html> (令和6年6月)
- 総務省 ICTの進化がもたらす社会へのインパクトに関する調査研究の請負 報告書
https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h26_08_houkoku.pdf (平成26年3月)

著者 富士通株式会社 パブリック事業本部 マネージャー 千葉 楓

お問い合わせ先

富士通株式会社

<https://contactline.jp.fujitsu.com/contactform/csque02501/127620/>